

Title	新体制と統制経済
Sub Title	
Author	加田, 哲二
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1940
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.34, No.10 (1940. 10) ,p.1439(101)- 1489(151)
JaLC DOI	10.14991/001.19401001-0101
Abstract	
Notes	皇紀二千六百年慶應義塾大學部設立五十年記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19401001-0101

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

新しき精神の下に活動することを要求した。しかし概していへば徳川時代の農村は新しいものに目ざめてゐなかつたといつていゝであらう。江戸 大坂近在の農村は別として一般に古い殻を自ら破るやうな力はもつてゐなかつた。そこで問題となるのは、かつて一部の學者の間に論争の中心となつた百姓一揆であるが、今ここではこれについて詳論する必要はない。上述したやうな農村内の矛盾に何らかの刺戟が與へられたならば、そこに利害相反する兩者の間に——豪農と貧農、地主と小作人、代官と百姓、村役人と百姓、領主と村役人等々——衝突の惹起することは不思議でない。勿論革新的なものを意識しての行動ではない。唯ここに注意すべきことは當時の農村の根柢をなした一村協同的な觀念、——それは純粹の氏族の同族觀念とも、又封建的主従觀念とも異なる准血族的觀念の存在である。百姓一揆の如き場合でも、少なくとも表面的にはこれに依つて解決をつけるものが多い。しかしこの觀念はこの關係に入り込まぬ者に對しては極めて排他的である。そこに農村の性格の極端な偏僻固陋な部面を形成することになつた。要するに上述したやうな農村の性格を構成したのは、明かに徳川封建社會の社會的構成の反映であるといへるだらう。

新體制と統制經濟

加田 哲 二

一時局の要請

新體制の組織せられつゝある現在の日本は、その内外の情勢において、最も重大な時期に置かれてゐる。それは、未曾有の時期といつてもよい。このことは、最もよく八月二十八日新體制準備委員會の席上における近衛首相の聲明にも現はれてゐる。聲明冒頭には、次のやうな章句がある。

「今や我が國は、世界的大動亂の渦中に於て、東亞新秩序の建設といふ未曾有の大事業に邁進しつゝある。この秋に當り、世界情勢に即應しつゝ、能く支那事變の處理を完遂すると共に、進んで世界新秩序の建設に指導的役割を果す爲には、國家國民の總力を最高度に發揮して、この大事業に集中し、如何なる事態が発生するとも、獨自の立場に於て、迅速果敢且有効適切に對處し得るやう高度國防國家の體制を整へねばならぬ。而して、高度國防國家の基礎は強力なる國內體制にあるのであつて、こゝに政治、經濟、教育、文化等あらゆる國民生活の領域に於ける新體制確立の要請があるのである。」

近衛首相のみるところは、現實的には、世界情勢に即應して、支那事變を處理完遂し、進んでわが國力を擧げて、東亞新秩序とともに、世界新秩序の建設に寄與しようとするものである。このことは、いふまでもなく、大事業である。世界情勢の見透しすら、決して容易のことであるとはいひ得ない。まして、世界新秩序の建設のときは、言葉以上の困難性を持つものである。それに對應するためには、現存する國內問題の處理が行はねばならぬし、その處理と同時に國內體制の再建が決行されねばならぬ。そこに、新體制問題の含む重要な問題がある。近衛首相は前掲文章に續いて、次のやうにいつてゐる。

「この要請は、一内閣一黨派一個人の要請を遙かに超えたる國家的要請であり、又何等か特定の政策のためにのみ必要とされる一時的なる要請でもなく、必要に應じて如何なる政策をも強力に遂行し得る爲めの恒常的なる要請である。今我國がかくの如き強力なる國內體制を確立し得るや否やは、正に國運興隆の成否を決定するものといはねばならぬ。」

この新體制宣言の前文ともいふべきものに示されてゐるやうな情勢を、正確に認識し、これに對應する體制を樹立することが、現下の國家的要請である。この認識の正確性を期すだけでも、容易ならざる科學的努力を必要とする。しかし、かかる全國民の生活に關係を持つ重大問題に關する認識は、一準備會のときをもつて、足りないとしない。それは、全國民的慧知の動員を必要とするものだ。その意味において、現段階の情勢並に、この情勢を基本として、將來の行動を規定すべき理想的並に政策的立言は、最高の意味において、科學性を持つものでなければ

ならないし、それは、決して一人の力をもつて達することが出来ないものであらう。さういふ意味において、この全國家的知識活動並に行動に對して、われわれは、貧者の一燈ともいふべきものを捧げなければならぬであらう。わたくしの本稿において、目的とするところは、かかる認識への考察であり、その考察を基本として、若干の經濟問題に關する基本的認識並に政策の現在主張されつゝあるものを考察すると同時に、それに對して若干の私見を加へようとするものである。

たゞ、世界情勢の一般的考察は、本稿のやうな短い文章をもつてしては、詳細を盡し得ない。その點について、筆者は、既に「人種・民族・戦争」「東亞協同體論」を刊行し、今秋更に、世界政治と民族問題を刊行せんとしてゐる。殊に最後の著述は、最近の世界情勢について論及し、その解釋を行つてゐるので、本稿では、これを省略に附してゐる。而して、主題とするところは、主として國內問題に限定せんとするものである。

二 世界經濟恐慌と經濟の政治化

わが國の情勢は、昭和五・六年を中心として、最も陰慘の影を深めてゐた。それは、一つの世界的現象の日本における現はれである。昭和六年は、外ならぬ滿洲事變の起つた年(九月十八日)であり、世界金本位制の祖國としてのイギリスが、金本位離脱を行つた年(九月二十一日)であり、ドイツにおいては、國內情勢の緊迫しつゝあつたときで、この秋ハルツブルクにおける右翼戰線統一が成立して、ヒットラー政權への下準備の出來たときである。これら一聯の諸現象は、均しく一九二九年に勃發した世界恐慌の齎らせる業である。第一次世界戦争終了後において

も、この戦争を勃發せしめた諸原因は、決して消滅したものでなく、反つて、戦争による社會經濟の高度化によつて、その矛盾が激化され、それが世界恐慌として發現したのであつて、決して、孤立的現象ではない。その一つを示すべきものは、各國の物價である。いま、日・英・米・獨の卸賣指數を一九二九年を基準として示せば、次のごとくである。

	日本 (東京)	イギリス (商務省)	米 (勞働者)	ドイツ (統計局)
一九二六(昭和元年)	一〇七・七	一〇八・五	一〇四・九	九八・〇
一九二七(同 二年)	一〇二・二	一〇三・七	一〇〇・一	一〇〇・三
一九二八(同 三年)	一〇二・八	一〇二・八	一〇一・五	一〇二・〇
一九二九(同 四年)	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
一九三〇(同 五年)	八二・四	八七・五	九〇・七	九〇・八
一九三一(同 六年)	六九・六	七六・八	七六・六	八〇・八
一九三二(同 七年)	七三・三	七四・九	六八・〇	七〇・三
一九三三(同 八年)	八一・六	七五・〇	六九・二	六八・〇
一九三四(同 九年)	八〇・八	七七・一	七八・六	七一・七
一九三五(同 十年)	八四・四	七七・九	八三・九	七四・二
一九三六(同 十一年)	八九・九	八二・七	八四・八	七五・九
一九三七(同 十二年)	一〇八・四	九五・二	九〇・六	七七・二

一九三八(同十三年)
一九三九(同十四年)

一一四・三
一二六・〇

八八・八
九〇・〇

八二・五
八一・〇

七七・一
七八・〇

この卸賣物價指數によれば、一九二六年を中心とするいはゆる一時的安定の時期から、順次に物價の漸次的下降となり、一九三〇年、三一年に向つて、ダイヴィング的急降下を行つてゐる。このことは、世界恐慌を示す最も顯著の材料である。この恐慌が、まづ農業部に現はれたことは、特筆すべきことであり、大衆購買力の激減は、この性格を中心として激成されてゐる。勿論、第一次ヨーロッパ戦争以後における平和的氣運によつて、軍需品に對する需要が減退し、この生産力が急激に平和的産業に轉向せしめられた事實も重要である。このことは、主要國における産業合理化の過程を通じて、生産過程を合理化して、企業の集中と生産性を高度化することによつて、利潤の擁護が行はれた。しかるにかかる獨占資本主義への巨大な歩みも、この恐慌を喰ひ止めることが出來ず、生産制限・失業者の増大を招來して、一般的危機の襲來が懸念されたのであつて、この恐慌こそは、有史以來の經濟的變動であるといひ得る。

あらゆる資本主義國において、恐慌對策は、いろいろに考案せられた。金融的方法によつて、人為的購買力を附與する政策は、アメリカ合衆國を始め、その他の國において採用せられたのであるが、何等の效果をも齎らさなかつた。資本家的生産自體においては、生産制限による價格の釣り上げが策せられた。このためにカルテルは強化せられ、トラストは進展した。しかしながら、これも事態を救ふものではなかつた。これらの諸政策に失望した人々

は、資本主義的恐慌の循環性に、僅かに望をつないだ。しかし、資本主義の上向的過程において行はれた恐慌・景氣回復の循環は、この未曾有の世界的恐慌においては、最早生起し得ない。資本主義は、最早上向過程にあるのではなくして、下降過程にあるために、その價格昇降の自動的作用による景氣循環の機能を喪失してしまつた。

そこで採用せられた方法は、政治的方法である。政治力による經濟の強化政策である。その第一は、對外經濟政策としての民族主義の採用である。即ち自國生産の擁護のために、高い關稅障壁を設定し、國內においては、カルテルを強化した。これは、國內經濟政策の主要な點である。第二には、それは、國外において適用せられる。植民地を有する國家は、その植民地と本國との連繫を緊密にして、本國への隸屬を強化することによつて、本國の經濟を強化することを企圖し、植民地を持たない國家は、植民地的または半植民地的新領域の獲得に努力するに至つた。かくのごとく、資本主義が、恐慌の嵐の中に彷徨してゐるとき、その國內經濟救済のための對策として用ゐられた經濟の政治による強化には、二つの種類がある。

一、國家の財政的支出によつて、購買力を喚起し、よつて、過剰生産の滯貨を處理し、物價の引き上げによつて、經濟活動の旺盛を招來せんとするものである。それには、支出の種類から見て、二つの方法がある。

(イ) 國際情勢の激化に對應するためには、軍備を擴大整備する必要のあることはいふまでもないが、かゝる方面に財政支出を増大することによつて、軍需品の買ひ上げを旺盛にすることである。かくのごとくして、生産に刺戟を與へ、軍需品の需要を通じて國民經濟の恢復を企圖せんとするものである。

(ロ) 財政支出によつて購買力を創造しようとする方法は同じであるが、その方向を異にする場合である。アメリカ合衆國において行はれたやうに、公共的事業による購買力の増加政策である。これは土木工業を中心として行はれる。ドイツにおける勞働振興政策が土木工業を中心として行はれたことは周知の通りである。しかし、この土木工業は、必ずしも軍事に無關係とはいひ得ない。大道路の建設の工事のごときは、一般交通的意義と同時に大きな軍事的意味を持つものである。勿論、かくのごとき財政的支出は社會政策的意義を持ち得るのであるが、それは購買力の附與といふ點に力點が置かれてゐる。

二、領域的に廣大な植民地または屬領を有する國は、軍事的財政によつて、國內的刺戟を與ふると同時に植民地または屬領との經濟的關係を緊密化することによつて、その經濟状態を改善せんとした。植民地並に屬領はその本國との關係は、普通の國家と國家との關係よりも、緊密なはいふまでもない。殊に貿易的關係から投資、事業經營を主とする帝國主義においては、從來の貿易關係を主とする植民地關係よりも一層深いものがある。それは、國家の政治的權力が、その領域の内に、深く植えつけられることによつて明かである。しかしながら、植民地の中には、その原住者に對する政治的征服が主たる手段とならず、いはゆる本國人の移住によつて形成せられたものがあり、ここでは、移住者の本國における社會經濟的關係が、そのまま適用される場合がある。(あるひは多少の改變はあるが。)かくして、かゝる植民地に徐々と産業が發展し來る場合には、本國と植民地との關係の本來的意義を失はんとする場合がある。チュルゴウの言葉に「植民地は、成熟するや、果實の樹か

ら陥ちるやうに「その本國から脱落する」といふのがあるが、それがこの場合に該当する。例へば、イギリス植民地としてのカナダ・オーストラリアのごときは、この傾向を持つてゐるものである。イギリスの植民地であつてその屬領としてのあるものが、自治領の形態を採つてゐるのは、この理由によつてゐる。イギリスでは、第十九世紀の終末から帝國會議を開催して、屬領と英本國との關係の緊密化を計つてゐる。しかるに、世界恐慌の結果、各國が高く關稅障壁を設けて、外國品の輸入防遏に苦心してゐるので、イギリスも、自國植民地並に屬領との連繫において、このことをせざるを得ない状態に置かれた。オッタワ會議は、その結果として開催せられ、特惠關稅制度による通商關係の緊密化が行はれた。諸國は、このイギリスの例に倣ひ、あるひは通商關係を通じ、あるひは投資關係を通じて、自國の植民地または他の領域との連繫を深くしようとしてゐる。ブロック經濟政策なるものが、これである。

三 統制經濟の進展

わが國においても、重要産業統制法は、昭和六年に成立した。昭和六年は、世界恐慌が、アメリカ合衆國に勃發した翌々年であり、滿洲事變の起つた年に當つてゐる。この世界恐慌の深度は、計り知るべからざるものがある。殊に農業部門の恐慌は、農村の破局をさへ思はしめるものがあつた。この世界恐慌のわが國に對する影響に拍車を加へたものは、當時の大藏大臣井上準之助氏の金輸出禁止解除によるデフレーション政策の敢行であつた。この政策によつて、中小企業者の状態はますます悪化した。わが經濟生活の全面的悪化ではあつたが、この全面的經濟危

機において、大企業は、その有する經濟力によつて、何等かの維持または打開策を有する。それは資本の勢力による企業集中を敢行して、生産規模の維持・價格の維持をなさんとするものである。巨大なコンツェルン・トラスト・カルテルの組織は、かくのごとき大資本を中心として結成せられる。それは資本主義發展の必然的結果であつて、一度資本主義が、その自由的段階から獨占的段階に入る過程において、また獨占的段階の完成以後において採用せらるる政策である。わが經濟界は、大正の末期から昭和の初期において、この段階に達した。この傾向を強化し、世界恐慌の影響を出來得るだけ縮減しようとしたものが、重要産業統制法である。條文三箇條に過ぎない簡單なものではあるが、わが統制經濟進展の上には、最も特筆すべき法制である。いまその全部を擧げよう。

第一條 重要ナル産業ヲ營ム者生産又ハ販賣ニ關シ命令ノ定ムル統制協定ヲ爲シタル場合ニ於テ同業者二分ノ一以上ノ加盟アルトキハ命令ノ定ムル期間内ニ之ヲ主務大臣ニ届出ツヘシ之ヲ廢止變更シタルトキ亦同シ

前項ノ産業ノ種類ハ統制委員會ノ議ヲ經テ主務大臣之ヲ指定ス

前項ノ規定ニ依リ指定セラレタル産業ヲ營ム者ハ命令ノ定ムル事項ヲ主務大臣ニ届出ツヘシ

第二條 主務大臣前條ノ統制協定ノ加盟者三分ノ二以上ノ申請アリタル場合ニ於テ當該産業ノ公正ナル利益ヲ保護シ國民經濟ノ健全ナル發達ヲ圖ル爲テ必要アリト認ムルトキハ統制委員會ノ議ヲ經テ當該統制協定ノ加盟者又ハ其ノ協定ニ加盟セザル同業者ニ對シテ其協定ノ全部又ハ一部ニ依ルヘキコトヲ命マルコトヲ得

第三條 主務大臣第一條ノ統制協定カ公益ニ反シ、又ハ當該産業若ハ之ト密接ナル關係ヲ有スル産業ノ公正ナル

利益ヲ害スト認ムルトキハ統制委員會ノ議ヲ經テ其ノ變更又ハ取消ヲ命スルコトヲ得

これが重要産業統制法の全文であるが、當時の商工大臣依氏の説明によれば、わが産業界における「無謀なる競争」を緩和し、これに統制を與へて、國民經濟の健全な發展を期するといふにある。その統制對象としては、輸出品工業組合法が中小工業の統制を目標としたのに對して、重要産業統制法は、大工業の統制を目標としてゐる。この重要産業統制法の適用を受けつゝある産業は、二十四種に登つてゐる。綿絲紡績業・絹絲紡績業・人造絹絲製造業・カーバイド製造業・晒粉製造業・硫酸製造業・酸素製造業・硬化油製造業・セメント製造業・二硫化炭素製造業・製糖製造業・合金製造業・洋紙製造業・板紙製造業・小麥粉製造業・銑鐵製造業・棒鋼製造業・山形鋼製造業・鋼板製造業・銅又は眞鍮の壓延板製造業・揮發油製造業または販賣業・麥酒製造業・石炭鑛業・線材製造業がこれである。

この法令の適用を受ける製造業は、如何なる統制を實行するか、それは、法令の定めるところによつて、主としてこれらの製造業における自己統制であつて、第二條の規定は、いはゆるアウトサイダーに適用せらるるものである。この點において、この法令は、カルテル強化の意味を有する。重要産業におけるカルテル化は、既にこの法令の成立以前において進行しつゝあつたのである。この法令は、この事態の發展に法的根據を與へ、アウトサイダーに關する規定を設けることによつて、これを強化し、カルテル化を容易化し強化せしめる役割を演ずるものである。この法令は、その施行令第一條により、

一 生産制限又は操業短縮に關する協定

二 生産分野に關する協定

三 註文割當に關する協定

四 販賣價格其他これに影響を及ぼすべき取引條件に關する協定

五 販路に關する協定

六 販賣數量に關する協定

七 共同販賣に關する協定

を届出でることとなつてゐ、この届出によつてこれらの協定は法的強制力を享受することになつて、この協定に従はない業者が出現した場合――、即ちカルテル結成者でもアウトサイダーでも――第二條の發動をカルテル結成者の三分の二の要求ある場合には、要求し得ることになつてゐるのであるから、カルテルは法的に強化せられたといはねばならぬ。ここに恐慌對策としてのカルテル化が、その法的根據を持つことになつたのである。そして、統制經濟への新しい道を拓いたことは、輸出組合法の改正によつて、工業組合法が出現した以上の意義を有する。それはわが經濟界の殆んどすべての重要産業を、その中に包含してゐるからである。

重要産業統制法が成立した昭和六年は、また滿洲事變が勃發した年である。滿洲事變は、わが滿蒙の軍事的並に經濟的生命線に對する蔣介石―張學良政權の中華民族主義的排擊政策に對する反擊である。わが國は、世界恐慌の影響を受けて、非常な經濟的困難に遭遇しつゝあるとき、わが最大の權益地域における支那側の不法な攻撃は、わ

れを起たしめたものである。その不當なる行動を反撃し、わが正當なる權益を擁護することは、當然の正義を主張することであると同時に、わが經濟的權益をも主張する結果となる。日露戦争十萬の血によつて獲得し得た唯一の權益地域であり、國防の第一線である領域の擁護維持は、わが朝野の全體的支持の下に行はれた。而して、事變の戦線は、全滿洲と熱河省とに互り、日露戦争よりも廣大な戦線を持つものであつた。

この滿洲事變の経過とともに、日滿協同經濟の建設が開始された。滿洲國建國の翌年、(同二年三月には、滿洲經濟建設綱要)が發表せられ、經濟建設の大綱が示さるゝに至つた。「無統制なる資本主義經濟の弊害に鑑み、之に所要の國家統制を加へ、資本の効果を活用し、以て國民經濟全體の健全且つ潑刺たる發展を圖らんとす。斯くして國民大衆の經濟生活を豊富安固ならしめ、その國民生活を向上し、國力を充實し、併せて、世界經濟の發展に貢献し、文化の向上を圖り、以て建國の大理想たる模範國を實現するは、經濟建國の究極の目標である。而して、その國內における指導原理は、四ヶ條の經濟原則の一として、「國民全體の利益を基調とし、資源の開拓、實業の振興の利益が一部階級に壟斷さるゝの弊を除き、萬民共榮ならしむ」といふにある。

日滿經濟政策は、主として滿洲國における資源の開発と、滿洲における日本商品販路の確保とを目標として行はれた。この時期を中心として、日本資本の滿洲國進出は、以上のやうなイデオロギーのために牽制せられて、多少躊躇の状態を見せてゐたのであるが、その後滿洲國における事情の了解とともに、激増してゐる。いま、日本法人並に滿洲國法人の増加を示さう。それは、最もよい日本資本の滿洲進出の様相を示すものだからである。(單位千圓)

年次	日本法人		滿洲國法人		合計
	社數	拂込資本金及 出資額	社數	拂込資本金及 出資額	
昭和三年	一一〇五	六七〇、九四九			
四年	一一八九	七二一、三三五			
五年	一二七一	七二三、七一			
六年	一三五	七〇六、八三二			
七年	一四九五	七一八、六七〇			
八年	一六六七	九二四、六七六			
九年	一九〇二	九七〇、一一一	六四	二〇三、〇〇七	一九六六
一〇年	二五二一	一〇一〇、八八八	一一一	二五一、七〇七	一二六一、五九四
一一年	二五三六	一〇二三、〇〇〇	二二二	四〇八、六八五	一四二〇、六八五
一二年	一〇八九	八七二、四八五	一一三〇	一三六〇、九六七	二二三三、四五二
一三年	一一一六	九〇八、三四六	三二〇八	一六八〇、〇二二	二五八八、三六八

この統計數字は、法人組織の企業の實質的資本金額であつて、日本の經濟的進出の全部ではないが、その主要部分であるといふことが出来るであらう。

滿洲事變を中心として、わが經濟は、重要な變化を受けてゐる。その最も顯著な傾向は、財政の膨脹である。それは、一つの財政インフレーション的傾向を示すものである。當時の政治的情勢に對應して、軍事費の膨脹と時局

匡救費の支出の特徴を持つものであるが、特に前者の意義は、大であるといはねばならない。もとより、今日の財政状態から見れば、微々たるものであるが、當時としては、十數億代の一般會計が、二十億を始めて越へたときであり、特別會計の増加は、著しいものがあつた。いま、昭和四年から支那事變前年の十一年度までの一般會計並に特別會計の額を示せば、次のごとくである。

昭和四年	五年	六年	七年	八年	九年	一〇年	一一年
一般會計 百萬元 一七七三	一六一〇	一四九七	一九四三	二二二〇	二二二三	二二二五	二二二七
特別會計 百萬元 三四〇一	三一九〇	二八八二	三七四七	五一一七	六九八一	八一六三	六三八四
控除額 百萬元 一三三五	一一八八	一一二三	一七六一	二四九一	二四四〇	二五〇七	二四一四
差引豫算純計 百萬元 三八三九	三六一三	三二五六	三九二九	四九四六	六七六四	七八七〇	六二八四

この財政數字は、昭和六年以降における膨脹を如實に示してゐる。これを、前掲卸賣物價指數において、昭和六年の六九・六が、最低を示し、以後 七・八・九・一〇・一一年のそれぞれ、七三・三、八一・六、八〇・八、八四・四、八九・九と漸増しつゝある傾向とを併せ考へるならば、この兩者の間の關係性を理解し得るであらうし、また昭和六年

において、滿洲事變が勃發したことの決して偶然でない理由を發見し居るであらう。

四 戰爭經濟の様相

この間にあつて、わが政治的現象には、特に注意を要するものがある。國內においては、政黨政治に対する不信の態度は、露骨に表現せられた。その著しいものは、昭和七年における五・一五事件から昭和十一年における二・二六事件にいたる一聯の政治的現象である。この間にあつて、政治家は、常に政治の常道への復歸を主張し、且つその實際運動に従事しながら、反つて、その結果は、いはゆる常道からの離脱であつた。このことは、わが政治家が世界の傾向に對する認識の不足があつたためである。彼等は、世界の新傾向を認識することを得ず、國內において、本能的に起つて來た愛國運動が、その理論の上においては、とに角、その行動の上において、世界の傾向とほぼ一致してゐる事實を、認識することが出来なかつたのである。この認識の低調が、國內において、無用の磨擦を起すと同時に、國際的には、英米的國際聯盟の思想的支配を、久しく脱却することを得ざらしめた要因であつた。

滿洲事變におけるわが國の行動は、幾度か國際聯盟の審判に上せられた。外交官達が、それに説明を與へつゝある間に、行動は進んで、遂に國際聯盟からの離脱となつたのであるが、そのことは、英米に對する關係を激化する所以である。殊にアメリカ合衆國は、理論的に、イギリスは實際行動の上において、わが國に抗議し、わが行動を妨害してゐるのであつて、それは、滿洲事變から支那事變の現在にいたるまで、一貫して變るところのない彼等の方針である。

滿洲事變から事那事變にかけて、わが國に對する外交的包圍陣は、形成せられつゝある。その形成は、ときとして、比重の差異は存してゐるが、東南における海の勢力と西北における陸の勢力とは、ともに馬蹄型陣形を形成して、わが國を包圍し、この包圍された圓内において、東亞の二大民族の争闘を行はしめてゐるのである。中國四億五千萬の人口は、この日本包圍の二つの馬蹄型陣營の後援をたのむ國共政權に導かれて、抗戰を繼續すること三年有余、故國を廢墟と化しつつある。そして、わが日本の經濟的破綻を唯一の希望として、抗戰しつゝある。しかるに、彼等の念願は、決して實現さるべきものでないことは、抗戰三年の經濟的實績が、明かにこれを示してゐる。

わが國は、現在單に支那とのみ戦つてゐるのではない。われわれの敵は、外交的辭令を廢すれば、包圍陣營の全部であるといふことが出来るであらう。しかし、われわれは、全面に敵を作ることの賢明でないことを知つてゐる。國際關係の複雑性は、その間に利用すべき勢力の有することは明白だ。殊に第二次ヨーロッパ戰爭の展開せられつべある今日において、この情勢を利用することが出来ないとするれば、わが國に政治家のゐないことを立證するに外ならない。その點において、われわれは第二次ヨーロッパ戰爭勃發直前におけるドイツの外交に學ぶべき多くのものがあるを感じる。そして現在のチャンスをつかむべきではないか。その第一歩が、日獨伊三國同盟である。

しかし、支那事變は、現在の日本に大きな影響を與へてゐる。日本と中國との政治經濟的發展の段階からみて、殊にさういふ感と與へる。既に高度資本主義の段階にあるわが國と、半植民地國としての中國との對立が、三年有餘の長きに亘る理由は、政治經濟的要因の一つとして觀察せらるべき國土の性格であらう。ドイツのエワルト・パンゼ

は、戰爭が一つの地理的現象であることを主張して、戰爭における領域(ウラム)の重要性を指摘してゐる。このことは、戰爭の決定的要素の一として、數へらるべきものであつて、人口・資源・生産力と深い關係にあるものとして、またそれらとの關係を離れてもなほ重要な要素として考へられねばならない。

ナポレオン時代におけるロシア帝國が、ナポレオンの征服を受けながら、モスクワにおいて、これを反撃することが出来たのは、ロシアがフランスよりも高い生産力を持つてゐたからではない。ナポレオンの軍隊の相手となつたロシアの領域が、その持つてゐる軍力を遙かに越へてゐたからである。現在においても、アメリカ合衆國が、世界に臨むに傍若無人の態度を採ることは、アメリカに世界の金存在高の八〇%(二百億ドル以上)が存するだけの問題ではない。また世界最高の生産力と集中的な資源を持つからのみではない。それらは、アメリカ合衆國の力を測定する上において、重要な要因たるを失はない。アメリカの持つ軍艦トン數も、ある程度まで、ものをいふであらう。しかしながら、世界に對して、ルーズヴェルトやハルが太平洋を並べられる條件を作るものは、アメリカの地理的地位が、東西に大西洋と太平洋との二つの海の防壁を持つからである。換言すれば、合衆國が、海陸の二つの大領域を持つてゐる存在だからである。

従つて、領域の問題は、今後の政治經濟的要因として高く評價されなければならぬものだ。支那事變が三年有余繼續せられ、蔣介石が四川省に立て籠つて、今日にいたるまで抗戰の演説をし續けてゐられるのは、支那大陸といふ領域のお影である。支那中央軍が強いのもなければ、日本の軍需生産力が衰へたのでもない。支那大陸といふ

自然の防壁が、蔣介石と毛澤東を細々ながら抗戦せしめてゐるのである。

この三年有余の支那事變は、わが經濟に對して、巨大な影響を與へた。それは、正しく日本經濟に對して、量的影響を與へ、その量的影響の累加が、質的變化にまで達したのである。まづ、それは財政的方面に現はれてゐる。支那事變費は、次のごとの支出されてゐる。

昭和十二年七月	五一七	百萬圓
同 九月	二〇三二	
昭和十三年度	四八五〇	
十四年度	四六〇五	
十五年度	四四六〇	
合 計	一六、四五五	

單に、臨時軍事費の増加のみではなく、一般會計の歳出増加も著しいものがある。いま、滿洲事變以後の部分を挙げれば、次のごとくである。

昭和六年(決算)	一四七六	百萬圓
七年(同)	一九五〇	
八年(同)	二二五四	
九年(同)	二一六三	
一〇年(同)	二二〇六	
一一年(同)	二二八二	
一二年(同)	二七〇九	
一三年(同)	三二二八	
一四年(豫算)	四八〇四	
一五年(同)	五八二二	

これによれば、昭和七・八・九年に飛躍的增加があり、昭和十二年以降は、増加のテンポはますます急である。このテンポは、滿洲事變當時のごとき比ではない。これに臨時軍事費を加算すれば、驚くべき數字の出て來ることは、申すまでもない。これは、全く戦時經濟の様相を供へてゐる。かかる多額の財政支出を可能ならしめるものは、勿論、公債の發行である。公債發行のテンポも、國家財政の膨脹に伴つてゐる。

年	發行額 百萬圓	償還額 百萬圓	年末現在 百萬圓	人口一人當り 國債高
昭和六年	二九九	三二六	六〇〇二	九三・三五
七年	八一三	二六七	六五四八	一〇〇・二〇
八年	一二九六	二二三	七八二二	一一六・三七

新體制と統制經濟

年次	國債	地方債	合計	一人當り
九年	九四二	一一三	一〇五五	一一〇
一〇年	一〇八六	一五六	一二四二	一二九・四一
一一年	三〇九五	二二八一	五二七六	一三九・一一
一二年	一五一三	一五	五二八	一四八・二四
一三年	四三四九	一九	四六三	一七二・八四
一四年	五三一八	二二	五三〇	一三〇・五七

國債の増加は、滿洲事變勃發の昭和六年に對して、昭和十四年は、約三〇〇%の増加である。國債百億の憂ひが叫ばれてから、四年にして、既に國債は二百億を越へた。この増加のテンポは、更に急進して、昭和十六年度の國債發行額を加算すれば、同年においては、三百億を越へるであらう。同時に、租税公課も、激増してゐる。昭和七年以降の實數は、次のごとく示されてゐる。これは、國稅地方稅の合計額であることはいふまでもない。

年次	國稅地方稅合計	一人當り
昭和七年	一一一九	一八・九二
八年	一三二〇	二〇・三三
九年	一四四一	二二・三七
一〇年	一五〇三	二二・五六
一一年	一七二七	二四・九四
一二年	二〇九三	三〇・三三

公課租稅負擔額は、昭和七年に比して、昭和十四年においては、二一九%に當つてゐて、この傾向は、今後ますます増大するであらう。殊に、支那事變勃發以後の増加は、著しく顯著である。一方において、財政支出の激増は、インフレーション傾向を助長するのであるが、滿洲事變當時の財政膨脹は、遊休資本施設の活動・滞貨處分・失業救済の意味を持つてゐたが、現在のやうな財政支出の急激な増加は、はるかに遊休資本施設の度を超へ、物資不足への拍車を懸けてゐる。

この傾向は、戰時經濟の一つの特徴としてのインフレーション状態を作らうとしてゐる。財政支出の増大による購買力の進出は、極めて急激であるから、兌換券發行高も、それに伴つて、増加する。

日本銀行兌換券發行高

年次	年平均額	最高額
昭和五年	一一三九	一五〇九
六年	一〇四六	一四〇〇
七年	一〇三九	一四七八
八年	一一一三	一五九八

新體制と統制經濟

九年	一一七八	一六六八
一〇年	一二四二	一八三七
一一年	一三三九	一九六五
一二年	一五三四	二三九七
一三年	一九一八	二八五八
一四年	二三七四	三八一七
一五年	三五九七 (八月中旬)	

ここにも、昭和十二年度以降の激増をみる事が出来る。殊に昭和十五年八月十七日發表の三五九七百萬圓は、昨年下季末に比すれば、二億二千萬圓程度の縮小であるが、昨年同期に比すれば、實に十億七千四百萬圓の急膨脹である。この増加の急激は、明かにインフレーション的現象であつて、事變後三年有餘にして、この明確な傾向となつて現はれるに至つたのである。この點においても、現在の日本經濟の地位は、決して樂觀を許さないものだ。

五 戰時統制經濟政策

財政膨脹の事實と兌換券並に物價指數とを併せ考へると、後者の増加は比較的輕少の數字に現はれてゐる。そこに、戰時經濟統制政策の効果が現はれてゐる。わたくしは、統制の効果を承認するものである。しかしながら、現在の統制に對して、全面的に政策價値を認めるものではない。わたくしのやうに、統制政策の價値を認めるものに

對して、戰時統制政策の無價値または、無効果を主張する論者がある。われわれは、日本において、さういふ論者を發見することに苦しむが、戰時經濟に關する實證的論者としてのステューヴン・ボツソニイは、その一人である。彼の著述「明日の戰爭」(邦譯は「今日の戰爭」となつてゐる。岩波新書第七一編)は、戰時統制經濟政策の無價値を次のやうに主張してゐる。

「戰爭のための合理的な經濟的準備の見地から云つて、吾々は、現在すべての國家が「戰爭準備」の名において行つてゐる干渉政策の非常に多くのもの、否、その大部分及び經濟生活を統制し、或は「計畫」せんとするすべての他の政策を排撃せねばならぬ。

一般的にいつて、産業の國家による計畫および特に戰爭目的のためにする計畫に關し、明確な理解を有することは、非常に重要である。戰爭經濟においては、國家はいづれにしても、大きな役割を演ずる。何故なれば、大きなストックに關しては、初は買手として、後には賣手として、國家が現はれるからである。そして統計等に關する他の義務は別としても、若干の財貨の生産を統制しなければならぬからである。國家が信用政策に對し若干の統制力を揮ふことを許容するのも、恐らく賢明の態度であらう。しかしながら、終には貿易の獨占に到らざるを得ないやうな強度の貿易干渉、價格の統制、競争の排除等の如き干渉方策は、どうであらうか。

次に重要な點は、計畫經濟或は干渉經濟體制は、決して圓滿に動いたことはないといふことである。計畫經濟については、讀者は、この問題に關する文献を参照されるがよい。干渉問題については、吾々の、現在の危機お

よびこの體制の特徴をなす多くの相刻する方策、例へば、最高價格法を伴ふインフレーション、輸入の制限、および輸出の奨励を伴ふ爲替統制、獨占禁止法を伴ふ競争の廢除等を引證することが出来る。ヘルメンスは眞のエキスパートが指揮してゐる中央銀行の政策さへも、多くの國において、自己矛盾に充ち、そして逆の結果に到達してゐることを説示してゐる。蓋し政府なるものは、自から課したこの課題を成就するについて充分な心理的能力をもつてゐるかどうか、またこのための訓練が充分に行きとどいてゐるか、なかなか問題である。

かくのごとき統制政策に對する批判は、一定の立場からなし得るところである。この批判のごとき事實がある程度まで、統制政策の中に現はれてゐることも事實であらう。しかしながら、かくのごとき現象の生起することを恐れて、統制政策の採用に躊躇したとするならば、その結果は、統制の弊害よりも恐るべきこととなるのではないか。殊に、現代の戦争のやうに、戦争における消耗が巨大な場合、購買力と生産力との缺状差ともいふべき状態が発生し、インフレーションへの拍車が懸けられ、戦争經濟の進行そのものが阻害せらるゝ結果となるのではないか。もしさうだとすれば、戦時經濟において、何等かの統制政策が採用せらるゝのは、當然である。それに對する價值批判は、政策の效果の如何によつて決定せらるべきものである。戦争經濟も、また一つの經濟體制であるから、經濟の根本的原則を無視することは出来ない。戦争經濟體制といへども、無から有を發生せしめることは出来ない。問題はそこにある。

日本の戦争經濟は、二つの點において、充分なものといひ得なかつた。その第一は、支那事變が意外に早く来た

ことである。抗日民族主義運動の滿洲事變以後における發展は、當然戦争を豫想しなければならなかつた筈であるにも拘らず、多くの人は、これを豫期してゐなかつた。たとへ、また豫期してゐたにせよ、昭和十二年の夏をもつて來るとは、想像してゐなかつた。従つて、わが戦争の準備は、滿洲開發に依存してゐるところが多かつたので、その進行は徐々たるものがあつた。十分な戦争準備體制の整はない内に、戦争状態に入り込まなければならなかつたのである。

第二には、支那事變の急速の解決を豫期してゐたことである。北支における事件が、發展しつゝあるとき、現地解決の不擴大方針が採用されてゐたし、上海戦に移つても、上海の陥落・南京の占領・徐州戦への戦線が擴大されて行つたにも拘らず、その長期化を豫想しなかつた。戦争の長期化が的確の把握されたのは、武漢三鎮攻略以後のことである。こゝで、長期戦・長期建設なる言葉が採用せられたのである。こゝにおいて、戦争における領域の觀念が、明瞭な姿をもつて登場して來た。

従つて、統制經濟政策の様相も、さういふ戦争状態の認識に順應してゐたといつてよいであらう。この方面においては、事態は一層遅れてゐるものがある。戦線は擴大し、消耗は進行しつゝあるに拘らず、統制は進行してゐない。勿論事變費が意外の多額に登ることは、注意されたのであるが、これに對應して全面的な統制政策の確立は、進行してゐない。しかしながら、日本の戦時統制經濟政策の形態は、決して度はすれの遅々たる進行を示したのではない。事變が進行して、初秋に入ると、臨時議會を開催して、戦時經濟法規を提出して可決されてゐる。

戦争の急に應ずるためには、「米穀の應急措置に關する法律」「臨時馬の移動制限に關する法律」「臨時船舶管理法」「軍需工業動員法の適用に關する法律」などあり、「重要礦物増産法」「石油資源開發法」「工作機械製造事業法」「航空機製造事業法」などの生産奨励法などがあつたが、是も重要なものは、「臨時資金調整法」であり、「輸出入品等臨時措置に關する法律」「我國爲替管理法中改正法」であつたらう。而して、昭和十四年四月の「國家總動員」の發布によつて、戦時經濟の原型的法律は、殆ど出揃つたといつて差支なかつたであらう。

當時の藏相賀屋興宣氏は、これらの政策を説明して、次のやうにいつてゐる。

「政府は、これらの方策の第一歩として、臨時議會に臨時資金調整法、輸出入品等に關する臨時措置に關する法律をはじめ、各種の臨時經濟立法並びに必要な豫算案を提出協賛を経たのであるが、實行に當つては、國民の理解と協力を待たずして、その効果を擧げることが困難である。従つて私がところ／＼で指摘した如く、所謂統制を行ふに際しても出き得る限り、民間の自治的調整を以て、所期の目的を達したいと考へてゐる。今後と雖も戦時の進展に伴ひ、財政經濟の上において、施設改革すべきものあるは免れないところであるが、私としては飽迄國民諸君の協力を得て、必要な方面に對する施設、改革は之を勇敢に斷行すると同時に所謂「改革のための改革」、時局に藉口してドサクサ紛れに、不要な變革を行ふやうなことは、斷じて避けたいと考へてゐる。財界一般に對しても、時局に必要な調整は、これを行ふけれども、從らに急激なる變革を斷行することは、却つて産業の基礎を破壊して、財界を混亂に導き、時局において、軍の戰鬪力を減殺して戦争遂行の目的を達することが出来ないと信ずる。要するに私は正を履み、中を執つて、出来るだけ時局の財政經濟の圓滑なる運行をはかり、銃後の守りを堅くして戦争の成果を収めたい所存である。」(銃後の財政經濟)

この賀屋氏の言ひ分は、まことに銃後の財政經濟觀である。それは、決して、第一線から銃後を綜合統一した總力戰體制における經濟觀ではない。従つて、經濟體制の構造的變化を考案もせず、問題ともせず、たゞ「國民の心構」を問題にして、國民精神總動員運動と同一口吻をもつて、國民を指導しようとしたことは、事變直後の當局者としては、當然のことであつたかも知れない。

消費節約についても、主として國際收支の適合といふ見地から、國産品への消費轉換による「選擇的消費節約」を、「一大國民運動によつて實行したいと思ふ」といふ程度のものであり、その一大國民運動とは、何等組織を持たない精神運動としての「心の問題」であつたことは、戦時經濟の運用の萬全を期する所以ではなかつたと考へられる。この間物價の暴騰に對處するために大正六年に制定せられた暴利取締令を改正し、(八月)更に十月二十六日再改正を行つて、その機能を擴大し、物價問題に對處してゐる。即ち金屬その他原料機械器具・石油・ゴム・パルプ等二十六品目に、その取締對象を擴大した。

物資統制の全般的に採用せられたのは賀屋氏に代つて、藏相の地位についた池田成彬氏の時きである。池田藏相は、商工物資調整の全面的政策を採用するに至つた。それは、昭和十三年一月十六日に國民政府を相手とせずとの聲明以來の戦線擴大をも考慮に入れてゐることは勿論である。それは、物資需給動員計畫である。十三年六月二十

三日の閣議は、これを決定して、聲明書の形態で、これを發表して、國民の協力を求めるところがあつた。その聲明書全文は、次のごとくである。

「支那事變は、徐州陥落により戦局の一大進展を見たるも、その前途は尙遠慮なり、第三國の支援を恃み、長期抵抗を標榜する國民政府の徹底的潰滅のため、兵力は逐次増強せられ、今や我國有史以來の大軍は、陸海空に奮戦を重ねつゝある。この秋に當り、銃後施設よく作戦行動を支障なからしめ、以て帝國所期の目的を達成し、東洋永遠の平和を確立せんためには、國家の凡百の施策を戦争目的貫徹に集中し、官民一體長期持久の戦時態勢を確立し、以て時局に對處せざるべからず。

之が爲め當面の急務は、物資の統制運用を最も有效適切ならしむるにあり、即ち萬難を排し輸出の振興、生産の増加、配給消費の統制に關する政策の決定強化を圖るの要、益々緊切なりとす。こゝに於て政府は新事態に即應し、軍需品及び輸出原料充足を優先とする物資需給の政策を樹て、これが遂行上緊要と認むる下記の諸方策の徹底的實行を期し以て國防の安固、國民經濟の維持を圖ることに決せり。

一、軍電資材の供給確保、輸出の振興及び國民生活維持、爲替相場の堅持の爲め現在以上の物價騰貴を抑制するに必要なる措置を講ずるとともに、基準價格、公定價格の設定等の外、消費節約及び配給統制を併せ強化し、物價の引下げを行ふこと。

二、一般物資につき極力消費節約を圖ること、特に輸入物資に就ては必要に應じ、使用制限乃至禁止、代用品使用強制等の方法により國內不急用途に對する物資の消費節約を徹底強化すること。

三、輸出増進の爲め綜合計畫の下に之が一般的促進策を強化する外

(イ) 製品の輸出と其原料、材料の輸入とリンクせしむる方法により輸出用原料、材料の輸入を確保すること。

(ロ) 輸入原料、材料につき之を國內消費と輸出用とに區別し、輸出用原料、材料の國內消費轉用を徹底的に防止すること。

四、主要物資につき輸入及び配給の適正圓滑を圖るため組合制度その他の機構を完備すること。

五、貯蓄の普及徹底を圖ること。

六、官民一體、簡素なる非常時的國民生活様式の確立に努むること。

七、主要物資の増産、特に鑛産の増加に徹底的措置を講ずること。

八、軍需工業能力増進のため、交替制の採用及び勞務者の急速充足につき必要なる措置を講ずること。

九、廢品の回收の爲め從來の業者の外各種團體の協力を求め其の組織化を圖ること。

十、轉業及び之に伴ふ失業者の爲め必要なる對策を講ずること。

附帶事項 一般國內需要につき使用制限を強化すべき主要なる資源左の如し。

鋼材、銑鐵、金、白金、銅、黃銅、亞鉛、鉛、錫、ニッケル、アンチモン、水銀、アルミニウム、石棉、棉花、羊毛、バルブ、紙、麻類、皮革、木材、重油、揮發油、生ゴム、ダンニン材料、工業鹽、ベンゾール、トルオール

ル、石炭酸、硝酸曹達、加里、燐鑽石

この聲明書の發表以來、政府は、綿絲・皮革等に關して、最高價格・基準價格などを制定してゐる。これは、輸出入品等に關する臨時措置に關する法律」によつてゐる。その中樞問題は價格の問題であるが、大正六年に制定せられた。暴利取締令(農商務省令)が、昭和十二年八月改正せられ、更に十月二十六日に再改正せられた。改正以前のは、米以下八種品目の商品に適用せられたのであるが、改正後においては、金屬及びその原料・機械器具・石油・ゴム・パルプ等二十六品目について適用せられる。このために基準價格が公表せられ、または公定價格・最高價格が制定せらるゝ場合があることは、前に述べたごとくである。

資源の國內使用にのいて、制限の強化せらるべき品目は、聲明書附帶事項として記載されてゐるが、この聲明書以前において、需給の統制を受けてゐるものに、次のごときものがある。鐵鋼工作物築造許可規則(昭和十二年十月十一日公布二十日施行)鋼使用制限規則(昭和十二年十一月六日公布施行)白金使用制限規則(昭和十二年十二月二十八日公布十三年一月一日施行)金使用規則(昭和十二年十二月二十八日公布施行)ステープル・ファイバ等混用規則(昭和十二年十月十一日公布十一月一日施行)である。なほ配給に切符制度を採用してゐるものに生ゴム(昭和十二年十二月一日より實行)雲絲(昭和十三年三月一日施行)鋼材(五月十五日)ガソリン(五月一日)がある。

物價問題は、更に進展した。これに對應するために、中央物價委員會は、昭和十四年四月二十七日「物價統制の大綱」を發表し、物價公定主義の原則を明かにした。それは、戰時適正價格を定めることをもつて目的とした。如

何にして、戰時適正價格を決定するかは、次のやうに、いはれてゐる。

(一) 戰時適正價格の決定に付ては、原價計算に依るを原則とし、其の計算方法並に運用手續を定むること。而して各物資の價格の公定に付ては、原材料・賃金・運金利潤等價格構成の各要素毎に戰時下に於て適正とすべき原價計算を行ひ、所期の物價基準に照應せしむること。此の場合に於て、機械的原價計算主義に依るときは、或は物價を高價に齎すの傾向あるべきを以て、同時に之に達觀的檢討を加へ、且つ物價相互間の均衡を考慮し、戰時物價基準の維持に努むること。

(二) 原價計算に當りては、中庸生産費主義をもつて、原則とするも、特殊の場合に於ては、適當なる調整を加ふること。

(三) 價格公定後に於て、原價にある程度を超える變化を生じたる場合には、一定の準則に基き、其の公定價格を改定すること。

(四) 價格の公定は原則として、生産乃至輸入者より最終消費者に至る迄の各段階に於ける價格に付之を行ふこと。

(五) 公定價格は、最高價格とする。

中央物價委員會は、中庸生産費主義によつて、價格の公定を急ぎつゝあつたが、物價の騰勢は、統制價格生産物の範圍外において現はれ、また公定價格品についても、品不足等の原因によつて、闇取引が行はれるに至つた。そ

ここで、政府では、昭和十四年九月十八日を期して、「物價等一般停止令」を發布し、商品價格・賃銀・地代・家賃・勤勞の對價の全般に亘つて、九月十八日現在の價格に釘付を行ふに至つてゐる。この以後において、物價不足の趨勢はますます拍車が加へられ、生活物資の不足は、闇取引の横行を招來するに至つてゐる。重要生活物資に關する切符制の實施せられ始めたのは、昭和十五年初頭からであり、贅澤品の生産を抑制し、その生産力を必要物資に振り向けるために、奢侈品等製造販賣制限令が、七月十日に發布せられた。統制は、生産部面から消費部面にまで及んだのである。

經濟新體制問題の登場するまでの経過は、大體において、以上のごとくである。

六 わが戦時統制經濟政策の性格

わが國における戦時統制經濟政策は、多く應急的性質を持つものである。このことは、事變が比較的早く來たことによつてゐるとともに、戰爭經濟の特質にもよつてゐる。即ち「産業動員は、之を計畫的に實行することは、容易でないといふのは、計畫の前提條件に不明なるものが多く、従つて之に必要な統計が缺けてゐるからである。ことにそれは一般に巨額の經費を必要とすると同時に一つの事項の實行は、他の事項における不生産的結果を齎らすからである。」(ポッソニー)この言葉は、わが事變當初の状態に完全に當てはまるのである。

従つて、急を要する現象に對處することに多忙であつたのだ。國際收支の適合・物資需給の調整・生産力擴充といふ一聯の政策が採用されたのであるが、それは、物資の供給にその重點が置かれてゐるし、それを生産の構造的部

面に立ち入つて、その部面からの生産の構造變化を通じて、それを擴大しようといふのではない。生産力擴大の方式は、まづ第一に生産に對する外的刺戟を加へることに集中されてゐる。即ち軍需關係生産に對して、奨励金交付・租税公課の減免等の特權を興へることである。第二には、かかる生産業に對して、資金の集中が容易化されるやうに、臨時資金調整法を適用した。

第三には、需要側の抑制によつて、軍需生産部門への原料の流入を容易にした。金屬に關する使用制限の諸法規の制定・代用品使用に關する命令規定は、それである。

第四には、需要激増による物價騰貴に對處するために、價格制限令の發布である。それは、暴利取締令の強化から九・一八價格等停止令にいたるまでの諸政策である。

これらの政策の意義は、需要激増價格騰貴による需給を調整し、インフレーション的作用を抑制することを目的としたものであつた。前掲賀屋元藏相の言葉のやうに、何等經濟生活に對する構造的變化を目的としたものではない。それに、何處までも現在までの資本主義機構の根柢には勿論のこと、その一部の機能に對しても、觸れないことを前提としてゐるものである。

要するに、これらの應急的措置は、經濟活動の外廓的刺戟または取締の強化であつて、その内部に立ち入つたものではない。一種の外枠を作ることによつて、統制を實行しようとしたものである。而してその外枠も、現行經濟機構の周邊に繞らされたものである。従つて、この外枠の範圍を逸脱することは出來ないが、この枠の範圍内にお

いては、寧ろ從來通の精神と機構において、經濟の運営に行はれたのである。

昭和十四年に至つて、採用された價格公定主義にしろ、その範圍を逸脱してゐない。たゞ、この政策は、資本主義經濟の中樞的要素としての價格を問題としてゐるだけに、資本主義の本陣附近にまで射程を延ばされた觀がある。何となれば、現象的にみるならば、資本主義經濟機構の運営は、價格を中心としてゐるからである。このことは、自由的資本主義にあつても、獨占的資本主義にあつても、變ることがない。市場經濟は、價格の需要と供給による自動的調整を中心として動いてゐるのであるから、これに一指を染めることは重大な問題である。

「物價統制の大綱」は、中庸生産費主義による價格の公定を標的としたのである。こゝでは、原材料費・賃金・運賃・利潤等の價格形成の要素が含まれることになつてゐる。この點について、嚴密にいふならば、笠信太郎氏が、その「日本經濟の再編成」の中で指摘してゐるやうに、價格構成の要素としては、賃銀・地代・利潤を擧げることが適切である。その問題は、とにかくとして、「物價統制の大綱」においての利潤問題の取扱ひ方は、次のやうなものである。

「戰時適正物價形成上必要とする利潤對策の主眼目は、必ずしも、各個の企業經營の利潤率其のものを、直接制限するの趣旨に非ずして、利潤が價格に及ぼす影響を考慮して商品價格中に含まるゝ利潤の適正低下を期するに在り。

(一) 物價其の他の公定に付ては、夫々當該商品價格中に含まるゝ生産者・配給者等の利潤に付、各種の業態に

適應せる戰時適正標準を定め、之に準據すること。

(二) 右利潤の算定標準に付ては、物價並に賃金の標準に照應すると共に、戰時特殊の危険率・減價銷却等に付合理的考慮をも強ふること。」

これによれば、各箇企業の利潤率を直接制限するといふのではなく、單に利潤の適正低下を計るにある。如何にして、戰時適正利潤を決定するかの際については、單に物價・賃金の標準に照應するといひ、戰時危険率・減價銷却を擧げてゐるのみである。従つて、この限りにおいては、利潤率の正確な適正化・低下を行ふことは出来ないであらう。そこには、單に過正化といふ觀念と低下といふ漠然たる方式が存するのみであつて、利潤率の規制を、この方式をもつて、行ふ場合には、合理的結果を生み出すことは出来ないといふことになる。この危険を避けるためには、より一層の合理的方法を考案しなければならぬ。それには、しばしばいはれるやうに、企業の經理の内容に立ち入つて、原價計算を基準とした利潤算定の方法が採用されなければならぬであらう。陸軍省發表の利潤制限の内容は、その根據を、こゝに置いてゐるのである。この程度に達すると、それは最早企業の外枠的規制ではなく、その内容の問題に立ち到るのである。そこに今後の問題がある。外枠的統制から内容的統制への推移である。

第二に、從來の統制の仕方においての特徴がある。それは、法的統制であることだ。凡そ、國家の統制は、法的であることが普通であるが、こゝにいふ法的統制とは、統制に關する法を發令するだけであつて、それに関する被統制者側の協力の殆どないことを意味してゐる。統制官廳である商工省は、統制に關する法規・命令・通達の類を無

敷に出してゐる。しかるに、その實現は、極端にいへば、經濟警察だけの仕事である。物價委員会は、公定價格を制定するだけであつて、それに市場における實現は、經濟警察の活動に任せてゐる。従つて、そこには、何等被統制者側の意志もなければ、協力もたい。勿論、物價委員會などには、多くの業者が参加してゐたであらう。しかし、それが公定價格實現のための組織を持つてゐないために、業者側において、その實現を期することは、殆ど不可能の有様であつた。法律のみの統制は、當然そこに行かざるを得ない。

商工省などでは、當局の統制に協力せしめるために、物資需給協議會のやうな業者組合の組織を促進してゐる。この業者の組合組織は、極めて有効であるが、それが一層有効に活動するためには、統制の決定に参加し、これを實現する強力な権限の一部を擔當しなければならぬことだ。かかる強力な組合が存するとき、統制に對する強力な協力が發生するのであるが、現在では、その組織が缺けてゐる。そこには、單に上からの官廳的統制のみが存するだけだ。それは、純然たる一方的統制である。上意下達も、法律の持つ力だけで實行しようといふのであるから、不充分であるし、統制に關する下意上達のごときは、何等考へられてゐない。言ひ換れば、官廳は、常に統制するもの、業者は、常に統制せらるゝものである。従つて、業者は、如何にして統制から免るべきかのみを考へ、官僚は、業者を私益のみを追究する徒として、統制の枠入に押し入れようとする。兩者の間に對立はあつても、何等の協力互讓の精神がない。

かかる缺點は、一般國民に對する消費節約運動または消費規正方法についても存在する。例へば、木炭などに関する配給組織を採用しながら、その機關も作らず、または配給量さへも確立し得ないやうな状態に置きながら、常に國民を賣溜者扱ひにするやうな態度は、ますます統制に對する國民の協力を縮減せしめるに至るものである。七・七禁止令に伴ふ高級品または奢侈品の製造販賣の命令が出てゐながら、それに協力する意味において、民間團體の活動を使用禁止運動の形態において、行はしめるやうなことは、たとへ、その動機において純真なものがありとしても、一方において、法的越權でもあり、他方において、個人生活に干渉として個人の反感を醸生する以外の多くの効果があり得ない。もし七・七禁止令が、使用禁止にまで擴大せらるゝならば、寧ろ法的禁止令を追加することが賢明である。この場合には、七・七禁止令についての協力者がありながら、その協力の當を得ないために、暗黙裡における反感が醸生せられるとすれば、統制の協力を將來に期する上において、決して樂觀的材料にはならない。これは寧ろ協力組織を組織すべきであらう。

七 政策の効果と限界

わたくしは、これまでの統制に關する不利益な點を擧げて來たが、この統制の無効果を主張しようといふのではない。かかる統制の仕方——これは官僚的統制ともよばるべきものだ——といへども、統制のないには優へてゐるものでもあるし、またある程度までの効果を擧げて來たのである。

この統制によつて、軍需關係事業の發展に拍車の加へられた事實を否定し得ない。從來主として、輕工業を中心としてゐたわが經濟に對して、重工業の地位を増大せしめたのは、巨大な事變費の放出によることは勿論であるが、

これに對して外的獎勵・特權等を與へたのは、現在の統制の效果である。さういふ意味においては、現在までの統制も、かなりの効果のあつたものといふべきである。ここに、生産指數をもつて、それを立證してみよう。

	昭和五年	六年	七年	八年	九年	一〇年	一一年	一二年	一三年	一四年
總平均(三十五品)	九二・九	九二・二	九二・九	一二二・九	一二六・三	一三九・三	一四八・八	一七〇・三	一七三・〇	一八〇・八
生産財十九品)	九三・八	八七・二	九六・三	一二六・六	一二六・四	一三三・一	一七二・五	一九七・九	二〇〇・四	二二九・七
消費財(十六品)	九四・〇	九五・一	九七・六	一〇七・三	一一六・一	一二五・〇	一三五・三	一六六・五	一七五・一	二〇三・四
化學工業(六品)	九三・二	八三・八	九七・七	一二七・五	一二三・〇	一三二・八	一五二・五	二〇〇・五	二二七・五	二五二・一
鐵鋼機械業(三品)	九〇・九	八二・九	九五・三	一二三・八	一二六・八	一三四・一	二〇九・五	二五二・九	二五九・〇	二九三・〇
鑛業	二〇六・二	二〇九・九	二〇六・三	二〇六・八	二二五・四	二三三・八	二二七・八	二五〇・〇	二五九・五	二六四・五
織維工業	八九・二	九三・六	九六・六	一〇七・八	一一九・四	一二八・四	一三七・五	一九六・六	二〇四・六	二二九・九

この生産指數による總平均においては、絶對數においては、増加してゐるが、増加の割合は、明かに減少してゐる。更に、生産財十九品のそれは、十二年以後においても躍進しつゝあるが、それも絶對數の問題であつて、相對的には減少してゐる。消費財にいたつては、昭和十二年度の一三六・五を最高として、十三年・十四年と減少してゐる。それは、經濟政策の方向が、生産財の保護獎勵に向つてゐる必然的結果であらう。化學工業六品については、十二年度まで躍進的に増加し來つたものが、十三年度に入つては、増加の程度は鈍化し、十四年度には、減少をさへ示してゐる。鐵鋼機械業についても、十三年までの發展には、甚だみるべきものがあるが、十四年にお

いては、減少を現はしてゐる。鑛業のとき、毎年増加を示してゐるが、その増加は最近に至つて一般状態に置かれてゐる。これらの生産指數によつて判斷すると、生産に對する外的刺戟は、相當に存在するにも拘らず、既にその限界に達したやうに感ぜられる。即ち購買力は、決して減少してゐず、刺戟獎勵も減縮してゐない。たゞ買入相場に多少の低位が齎らされたことはあらう。しかし、既に設備を完了した工場の能率は、現在においても、擧げれば、擧げ得る筈である。その能率が擧げない所以は、材料ストックの減少、その生産減と相俟つてゐるであらう。さういふ段階において、ストックの豊富で、労働力の移動も可能であつた時代の育成政策を續行してゐることは、生産向上の上において、決して効果的ではない。

原材料・機械資材の問題と同時に重要なものは、労働力の問題であらう。労働力の源泉は、主として農村にあるが、その農村も兵役への應召で可成の労働力を減じ、新興工業に對する労働力の供給は、現在の土地所有關係並に耕作方法によつては、最早余剰労働力を持たないばかりでなく、労働不足の様相を呈してゐる。而して、最近における農産物の値上りと、九・一八停止令以後における労働賃銀の固定化は、農村労働に對する工業への誘引力を喪失せしめてゐる。

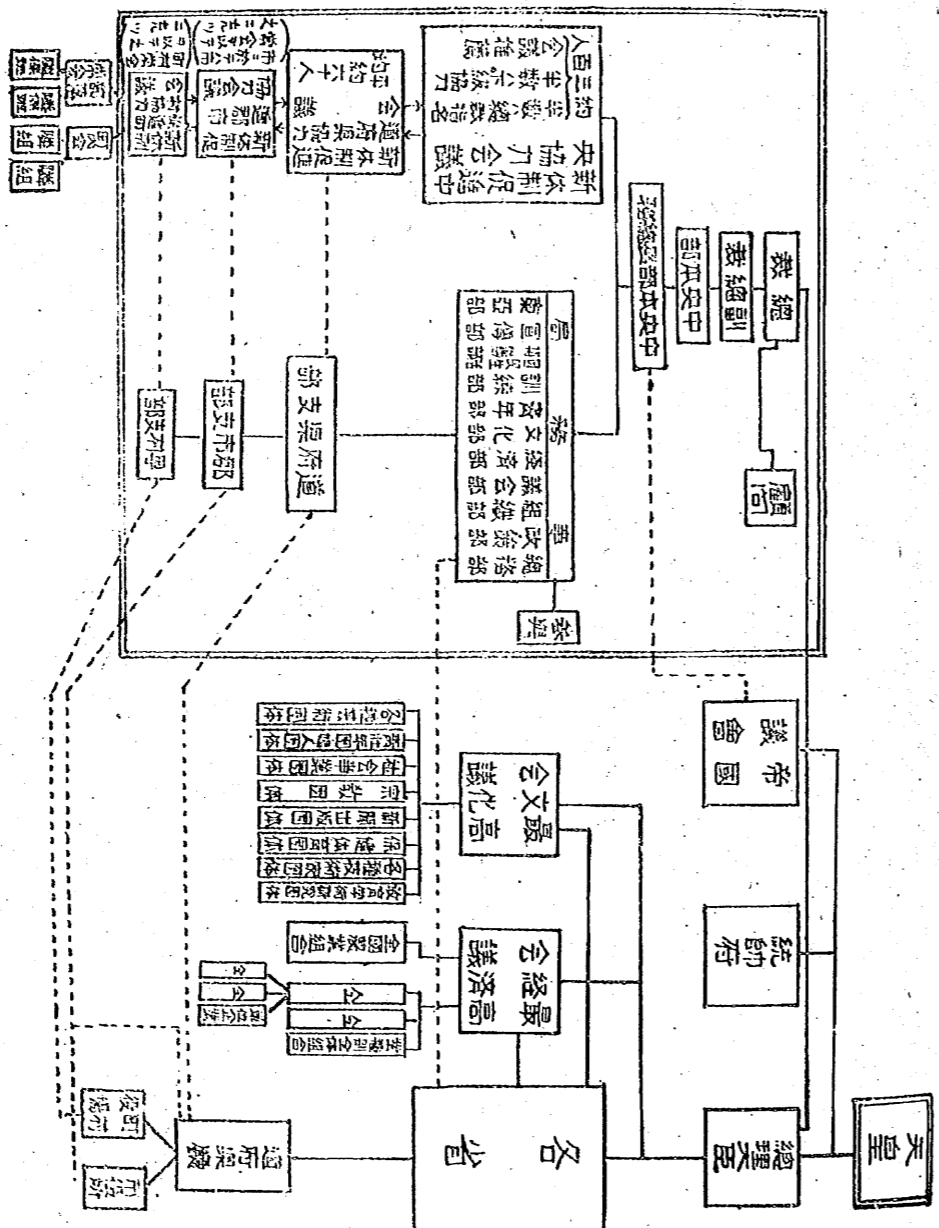
従つて、いづれの方面を觀察しても、生産力擴充の條件は一服状態であつて、これ以上の能率の増進は、與へられた條件の變改に俟たなければならぬ。この状態を打破するために、統制を強化せよといふ議論を聽くのである。しかし、單に従來行はれてゐた統制を、そのまゝ強化しようといふ極めて素樸な主張は、この場合何等役立たない。

従来の統制の條件による生産力の伸展は、出来るだけ出し盡した観がある。その同じ條件において、統制を強化してみたところで、所期の効果は擧げないであらう。

それで一應、消費規制の方面に注意が向けられたのだ。それは、昭和十四年秋における物資不足状態を克服する一つの手段でもあつた。切符制・配給制が問題となつたのである。このことは、決して誤りではなく、むしろ、行はるゝことの遅きに過ぎてゐる観がある。もし、生産擴充が現在の條件の下において、一服状態であるとすれば、消費規正の方面において、相對的に生産力を減少せしめることによつて、生産擴充必要方面に、その資金・資材・勞力を振り向けることは、一應考へてしかるべきことだからである。そのみでなく、消費規制は、一般國民に關するものだ。殊にそれが重要生活必需品の消費規制に關係して來るとき、これによつて國民全般の統制に對する訓練にも資することが出来る。そして、これによつて、統制經濟に對する協力組織を樹立する一つの機縁ともなる。勿論、生活物資の消費規正は、國民の地縁的居住による統制であるから、その職能的部分でまで及ばない。しかし、これを實行することによつて、全般的統制への一つの里程とすることが出来るであらう。

八 新體制の統制經濟機構

新體制問題は、このときに當つて、起つて來た。それは、單に經濟問題にのみ係るものではない。經濟・政治・文化の全般的領域に亘つてゐるのである。政治・經濟・文化は、それぞれ孤立的存在ではなく、相互に密接不可分のものであり、従つて、これらの三者の問題は、常に同時的である。殊に、新體制問題を中心とする現下のわが情勢は、



新體制と統制經濟

政治と經濟との最も密接な關聯において起り來つたものである。問題は、政治のみに限定し得ず、また經濟を除外することは出来ない。しかるに新體制準備委員會では、主として政治體制としての新體制のみが論議されたやうであつて、この點は、筆者のごときものにとつては、寧ろ意外とするところである。新體制準備委員會の發表した新體制試案についていつても、それは單に政治の問題のみではない。寧ろ新體制の問題としては、經濟問題が、その主要對象であるかのやうな觀を與へる。いま新體制の圖解についてみても、この觀を深くする。それは次のやうなものだ。(前頁参照)

この組織圖解をみても、明瞭のやうに、新體制の組織として、行政府に屬するものとしては、最高經濟會議と最高文化會議であり、これに對應する地位にあるものは、新體制の總裁以下中央本部に屬する組織である。最高經濟會議は、單位企業から業種別全體組合に、更に最高會議へのピラミット型に形成される經濟體である。この方面においては、主として生産・配給・消費(生産的)を一貫する統制に協力し、これに参加する機關であらう。いはば從來のカルテル組織を業種別に強化し、その私益追究の機能を公益増進のそれに轉化せしめたものであらう。この種の經濟體が組織されねばならぬことは、既に幾度か筆者などの主張したところであつて、かくのごとき經濟運營當事者の統制への参加によつて、統制の實質的効果が數段上るべきことは、想像に難くない。そこでは、日本經濟全體に關する計畫が經濟各省との協同において論議決定され、その下に來るところの業種別全體組合は、その業種に關する計畫統制を、全體の方針の下に、關係官廳との協力において決定するものであらう。

この場合問題となるのは、最高經濟會議以下に屬する諸團體を指導して、統制經濟または計畫經濟に協力する場合、その権力主體を何處に置くかの問題である。この問題については、見解が二つに分れてゐる。

その一 指導者主義。これは、最高經濟會議から、業種別全體組合へ、それから單位企業への統制または計畫の傳達の方法において、指導者主義を採用せんとするものである。即ち最高經濟會議における指導者は、經濟部門の最高指導者としての權威と權限とを持ち、日本經濟の指導に關する大綱を政府と協議し、その協議の限界内においては、自由にその指導權を振はしめようとするものである。業種別全體組合の指導者は、最高經濟會議の最高指導者との協議に基いて、その全體組合の指導に任じ、かくのごとく指導の段階的組織によつて、最下位の單位企業にまで、指導を到達せしめようとするものである。かかる意味において、指導者主義は、指導者が國策との協力において指導する限り、極めて廣範な自由裁量を振ひ得るのだ。

その二 官廳主義。統制の主體を常に官廳に置かうとするものである。それは、わが國における統制經濟の發展經過によつて、成立して來た官廳主義を堅持しようとするものである。わが官僚諸君の間には、根深い業者不信用の感情が存在してゐるが、殊に從來の官製統制の行き詰りを、盡く被統制者である業者の不誠意に歸する場合が極めて多い。さういふ状態において、官廳との協力といふのみで、業者的指導者に全般の事項を一任するといふやうなことは、統制の破壊に均しいものだと思はるであらう。この考へに出發するものは、業者の最高團體にすら、指導權を與へることなく、自らこれを維持することが、最良の方法であると思はれてゐるのである。

この二つの見解の對立は恐らく、次のやうな方法によつて、解決されるのではないか。第二の見解のやうに、統制の行き詰りを、全然業者側の不誠實のみに期することは、大きな認識の錯誤であるとすれば、官廳主義の非能率性を現在においても、持ち廻ることは不必要であらう。最高經濟會議が、關係各省の協力において開催されるとすれば、各省は明白にこれに對して監督權を持つてゐる。この際、最高會議に一人の最高指導者を置くとするれば、この最高指導者の關係各省に對する責任は、明かであり、各省は安んじてこの指導者に對して、統制計畫の全權を依託し得るであらう。従つて、最高指導者は、その責任において、業種別全體組合に對して、その命令を與へ、その指導者と協力するものとすれば、責任の處在は明瞭である。この場合業種別全體組合に對して、關係官廳が統制監督官ともいふべきものを存置するとすれば、上級官廳と最高經濟會議の指導者との間に取り決められた原則が、その完全な姿において、傳達され、實行されてゐるかを知ることが出来、またこの監督官は業種別全體組合の指導者との協力によつて、このことを實現することも出来るのである。

わたくしの以上のやうな主張は、從來の外からの統制を内部からの統制に轉化し、統制主體と統制客體との渾然たる融合を期さうとするにある。もし、かくのごとき統制の方向を採らないとすれば、統制は依然として官廳事項としてのみ行はれて、職能團體は、單にその外からの統制を受容する受動的役割のみを勤めるに過ぎないであらう。さうだとすれば、それは、單に從來の官製統制——既に行き詰つてゐるところの——を、擴大再生産することであり、わが統制の高度化を意味しないものとなるであらう。たゞ、一舉に指導者主義の全面的採用を主張しないのは、い

まだ業者の團體化も徹底せず、指導者も訓練されてゐない状態においては、指導者と監督官との二本建てにすることが、賢明の政策であらうと考へられるからである。

九 消費規則の體制

生産配給統制以外に、消費規制の問題がある。消費規制の問題は、單純な消費者としての場合と職能的消費者としての場合と異つてゐるから、二つの方面を持つものといふことが出来るであらう。現在は、問題を單純化するために、單純消費者の場合をとるであらう。この場合問題となるのは、重要生活物資である。いふところの衣食住である。問題の單純化のためには、衣食の問題に、これを限定すべきであらう。その消費は、各個人または家族の社會的地位または所得の額に従つて一定の中を持つ。このある程度までの中は、七・七禁止令以後においても、最高が決定されたのみで殘存して居る。この中の如何は、いま問題外として、われわれが消費者として立ち現はれる場合には、地縁的居住者としての地位を持つてゐる。われわれが、電気・瓦斯・水道を使用する場合、この關係は、殊に明白である。その他の生活必需品についても、關係は、これと大體において同一である。主食物である米にしろ、副食物にしろ、われわれは多く地縁關係によつて、供給せられるし、その中にある程度の品質の中を持つものであるが、われわれの隣人と殆んど同様のものの供給を受けてゐる。従つて、この種のものについての統制を實行するためには、地域的統制が必要だ。從來もこの形式を持つてゐる。中央から地方官廳へ、縣廳から市町村へ、更に部落關係へと縦の線を持つてゐる。殊に切符制度・配給制(割當制)の實行のときは、この線によるものである。も

し、經濟活動を生産活動と消費行動に分つことが許されるならば、生産活動の地域は、消費行動の地域よりも廣範圍である。しかるに、現在までの統制は、それを一様に府縣別統制としたところに、重大な誤謬が存してゐる。

わたくしの單純消費といつてゐるものを、地域的に組織することは、決して誤謬ではなく、そのみが純粹に地域的なのである。いま、この單純消費を組織するものは、何かといふ問題が提出される。それば、各個人・各家族にいたるまでの組織であるから、國家構成の最低單位にまで到達すべきものである。そこでは、それより下位に來るべき構成分子を發見し得ない。そして、普通の國民生活の細胞單位にまで及ぶのである。この組織は、従つて國民的である。それは、政治のやうに特定の意志を持つものの行動ではなく、全面的に一人残らずを網羅するところのものである。従つて、これを組織化する場合には、町内會・部落常會の下位單位たる隣組・班までに至るのである。

いま、新體制圖解によると、新體制中央本部の下に事務局と中央協力會議とがある。中央協力會議は、道府縣協力會議へ、郡市協力會議・町村協力會議・町内會・部落常會・隣組・隣保班にまで達する巨大なピラミット型組織を持つてゐる。これは、事務局の政策部・組織部・議會部・經濟部・文化部・青年部・訓練部・國民生活指導部・宣傳部・東亞部の事業に對應した仕事があるであらうが、全國民的組織として、全國民の最も重大な關心を持つものは、生活經濟問題であらう。それ以外の問題は、全國民的であつても、具體性を缺くものか、精神的問題であつて、直接生活の問題に關聯しないとか、部分的問題であるとかいふやうな性質を持つてであらう。そのために全國民的關心のある生活經濟問題を、このピラミット型の國民組織に盛り込むべきである。

政治上、または文化上の政策・イデオロギーの問題は、直接大衆の問題とするところではないのであらう。その點についての上意下達は比較的容易である。しかるに一度國民經濟生活の問題となると、大衆の生活に直接の關係と影響を持つ。そこに政治において、留意しなければならぬ重要な點がある。それは、深く國民の生活に結びついてゐるが故に、その問題に對する上意下達と下意上達との結合が必要である。精勵運動があれば熱心に運動しながら、所期の効果を擧げ得なかつた過去の經驗を思ひ起すならば、それは國民生活の實質についての何等の知識も、これを指導する何物の用意もなかつたことが明かであり、さういふ運動が如何に困難であるかを知り得る筈である。いま、新體制運動を眞に國民的運動として發展せしめようとするならば、單純消費の規制組織として、協力會議以下の組織を利用すべきではあるまいか。なほ新體制の下においても、帝國議會・並に自治體としての府縣會・市町村會が存在するから、これに政治性を持つ諸問題の協力を期し、協力會議に單純消費の問題を組織せしめることが賢明であらう。そこにこそ、新體制の意義がある。生産配給方面に關する最高經濟會議、單純消費方面における中央協力會議は、經濟問題に關する組織の兩翼としての意義を持たしめるのである。従つて、單純消費の問題が、最高經濟會議の議題となる場合は、最高經濟會議の指導者と中央協力會議の指導者とが、協議打ち合せの必要があるであらう。

一〇 公益優先

政府・最高經濟會議・中央協力會議によつて、組織せらるゝ新經濟體制は、何を目標として活動するか。そのイデオ

オロギーとして公益優先が主張されてゐることは、勿論であり、また異議のないところであらう。公益とは私益に對立する觀念である。私益主義を捨てて、公益主義に就くことである。こゝに公益といふのは、國家民族の全體的利益を指していふのであつて、それを構成する部分の利益をいふのではない。階級の利益・個人の利益は、部分的利益であつて、全體の利益ではない。しかし、かくのごとき部分的利益が、全體の利益と絶對的に相容れないといふのではない。部分の利益が全體の利益と併存し、調和することもある。現在においても、兩者が對立のみしてゐるといふのではない。もし、部分の利益のみの増進があつて、全體の利益に常にこれが背馳してゐるとすれば、全體は遂に崩壊するか、この部分が全體によつて放逐せらるゝかである。全體と部分とは、對立することもあり得るが、その調和において、最大の全體の進歩はなし遂げられ得る。

たゞ現在のやうな國際的對立抗爭の激甚の時代においては、部分は全體に奉仕し、部分の存在を可能ならしめる全體を擁護發展せしめなければならぬであらう。かくのごとき方策を促進し、完成せしめることを公益といふのであつて、これは、今日における至上命令であるといはねばならない。

従つて、現在までの資本主義機構の下において、考へられてゐたところの利潤追究も、かくのごとき意味におけるの限界が守られねばならない。生産を利潤の見地のみから遂行し、これを唯一の目的とすることによつて、もし國家民族の全體の利益が増進されないとすれば、その限りにおいて、それは改定されねばならない。利潤の増加によつて、融通無碍の行動をなし、國法を侵し、國家の利益を損傷するやうなことがあつてはならないのである。

現實的にみても、生産擴充政策の二般状態においては、資材の缺乏、勞働力の不足は生産費の昂騰を意味するから、もし利潤を唯一の標準として企業を営むものとすれば、そこには、生産の低下があるのみである。それを刺戟するために、高物價政策を採用するものとすればどうか。その場合、手持ストックの誘引とはなるかも知れないが、そのために惹起せらるゝ高物價は、更に原料資材、勞力の昂騰を引き起して、物價昂騰の惡循環に陥る外はない。従つて、この場合、利潤を一定の率に限定して、物價の昂騰を抑制し、全體としての生産の能率を高めることが全體の利益である。

利潤統制の經濟、それは資本主義機構の下に生活し續けて來たものにとつては、甚だしい發條のゆるんだ經濟のごとき觀を興へる。また、現に戰爭經濟においても、利潤の重要性を主張するものもある。ポツソニーは次のやうにいつてゐる。

「利潤は偉大なる積學が嘗つて斷言したやうな、惡魔のそれをもつて人類を愚弄したところの最も下劣な發見の一つ」ではない、それは、三重の重要性を有する。

- (1) 利潤が、そして利潤のみが、企業家職能の實行を可能にし、且つ必要にしてゐる。
- (2) 利潤は貯蓄の源である。これは不時のための種錢たるに止らず、産業活動の源である。資本を創造することが出来るからである。
- (3) それは財貨および手段の稀に人性の反射である。即ち既存の財貨ではすべての必要が充されることは不可能

であるから、最も緊要なもので、より緊要ならざるものと區別される必要があるが、之を實現するものが利潤である。もし、稀少といふことが次第になくなるならば、その時は、人々が欲するならば利潤の原則を放棄してもいい。しかしながら、戰爭經濟は財貨の缺乏が甚しくなることを意味する。民需のみならず、軍需も充たれねばならないからである。官僚企業に對する私的企業のこの優越性は、一般に軍部方面の承認するところである。軍需産業の國營が、政治的には望ましいに拘らず、實際にはどこにも行はれてゐないのは、このためである。

かかる主張も一應知つて置く必要があるが、前述のやうに、高物價政策による利潤引上の限度は、直ちに到達するのであり、このことを繰り返すことによつて、インフレーションへの危険は、充分に存するものといはねばならない。而して、こゝにいふ利潤統制は、利潤の否定ではなく、利潤のいはゞ利子化を意味する。その際、和潤を極端に低度に限定することは、資本の蓄積並に活動に對する一つの刺戟を無効果とすることであるから、その邊のことは、資本の缺乏にも悩まされてゐる實狀に即さねばならぬであらう。従つて、利潤統制は、資本所有の制限でもなければ、その國有化でもない。また政府の政策は、さういふ不安感を與ふべきではないであらう。

かかる利潤の統制は、當然經營全部への干渉を意味する。經營は、直接これに参加してゐるもの以外には、理解し得ない多くのものを持つてゐる。従つて、この統制を實行するためにも、業種別組合と指導者の存在を必要とし、これ等のものの企業内容への統制を實現するのぞなければ、充分な業績を擧げ得ないであらう。この場合において

も、經營技術の秘密のごときは保持し得ないから、寧ろある補償の下に、これを公開すべきである。

協力會議を協力主體とする國民消費生活の規制は、まづ國民生活最低限度の保證といふものに向つて進まねばならぬであらう。この場合、何が生活最低限度かを決定するには、科學的根據を必要とするし、大衆の經驗を尊重しなければならぬ。これを精神主義的に決定して、大衆に押し付けるやうな消費規制方法は、恐らく失敗の原因となるものであろう。

要するに、今後における統制は、生産・配給・消費の全面を通じて、綜合的意味を持つものに組織替されなければならぬ。それによつて、始めて、經濟新體制における公益優先の事實が現はれるのであつて、それは單なる官製統制のよく實現し得るところでない。まして、この統制を東亞に擴大するためには、國內における強力な國民的支援協力の存在なくしては不可能のことだ。經濟新體制の必要は、實は、その點にあるのである。